

# 会報 高鷲の文化財

第40号

題字：麦島博昭

高鷲町文化財保護協会

発行：令和3年3月30

日

## ギフチョウ捕獲者実態

- ・平成26年5月23日午前11時「ギフチョウ捕獲者」5人発見
- ・捕獲者がひるがの支部の巡回当番の女性二人の忠告を全く耳に聞き入れない様子なので、応援依頼が高鷲振興事務所へ入る。葦島修氏と山下副会長が現場へ急行する。
- ・電話のとおりカマスの別荘地内で捕獲者2人を発見、注意をする。
- ・すると、捕獲者から早く条例を作れと反対に意見される。自分たちは「ギフチョウの研究をしていて10羽欲しい.それ以上捕獲しない。条例に基づく許可はいただけるはずだ」と強気の発言で攻め寄る。
- ・2人に対して話をしている所へ、榊原氏、山下誠氏、ひるがの地内の別荘住人2人が加わり、計5人で注意を行った。
- ・「ギフチョウを護ることを、地区を上げて取り組んでいる」ことを十分アピールできた。
- ・捕獲者の一人も水沼氏は昆虫ハンター、他の一人の伊藤氏は「清見村のギフチョウを守る会」会員である。他に県内の男女3人がいた。
- ・メスが卵を持っている時季の天気の良い日2～3日を、ポイントを絞って捕獲に来ている。

## 市指定天然記念物ひるがの高原ギフチョウ生息地

ひるがの地区 所有 高鷲町ひるがの 4カ所

天然記念物として郡上市重要文化財に指定（棲息地）されているギフチョウの保護巡回を郡上市観光協会ひるがの支部と協力して、5月から6月までの4週間にわたって行っている。5月は寒い日がおおく、ギフチョウの飛来はみられなかったが、6月になり晴天で暖かい日が多くなり、レンゲツツジが咲きほこるひるがの高原で、ギフチョウの飛来する姿が多く見られる。また、ギフチョウの棲息地であるカンアオイを採取する人やギフチョウを捕獲する人が多く、郷土の天然記念物を大切に保護する気持を持っていただきたい。



ギフチョウ



カンアオイ生息地（ひるがの白山神社）

### ▼ ギフチョウの保護条例を制定している市町村

揖斐川町ギフチョウ保護条例、揖斐川町ギフチョウ保護規則、高山市の緑を守り育てる条例、浜松市ギフチョウ保護に関する条例、浜松市ギフチョウの保護に関する条例施行規則

### ▼ ギフチョウを天然記念物としている岐阜県内の市町

郡上市、高山市、下呂市、飛騨市、山県市、揖斐川町、等

### ▼ ギフチョウは国際自然保護連合から準絶滅危惧種に指定 また、環境省から絶滅危惧Ⅱ類に指定、東京都や和歌山県では絶滅、岐阜県・愛知県・長野県など11県でも準絶滅危惧に指定

## 「ひるがの地内ギフチョウの保護巡回 ご苦労様です！」

平成27年度からは昨年の反省に立ち『ギフチョウ保護管理規則』の内規を作成しました。これからも天然記念物保護のためご協力とご理解を願います。

ギフチョウは、チョウ目・アゲハチョウ科・ウスバアゲハ亜科ギフチョウ属に分類されるチョウの一種である。日本の本州の里山に生息するチョウで、成虫は春に発生する。近年、里山の放棄、開発などにより個体数の減少が著しい。

このように貴重なギフチョウを捕獲者から守っているのが高鷲文化財保護協会の保護巡回活動である。今年は昨年比べてギフチョウの飛来が少ない感じがしますが、今後とも、ギフチョウとエサであるヒメカンアオイの棲息場所の巡回をよろしく願います。

## 高鷲町文化財保護協会『ひるがの地区ギフチョウ巡回規程』

(趣旨)

第1条 この規程は、郡上市指定文化財(天然記念物)の「ひるがのギフチョウ生息地」を保護・管理するために必要な個体ギフチョウの保護活動および卵・幼虫の食草であるヒメカンアオイの増殖・保護を図るために必要な事項を定める。

(巡回区域)

第2条 巡回区域は、郡上市高鷲町ひるがの地区とする。特に分水嶺公園、ひるがの白山神社、榊原宅・森宅周辺は郡上市指定文化財(天然記念物)となっている。

(巡回委員の設置)

第3条 ギフチョウ等の保護のため、ギフチョウ保護巡回委員を置く。巡回委員は高鷲町文化財保護協会会員および郡上市観光協会ひるがの支部会員があたる。

(巡回委員の任務と巡回期間)

第4条 巡回委員は、ギフチョウおよびヒメカンアオイを保護するため、生息状況の把握と保護対策に努めるとともに、無断採取者を発見した場合は趣旨を説明するとともに指導にあたる。

2 巡回期間は、ギフチョウが飛来する5月中旬から6月中旬に行う。

(捕獲許可の条件)

第5条 次に掲げる場合、ギフチョウ・ヒメカンアオイ等の捕獲許可申請書(様式1)を高鷲町文化財保護協会へ提出し、許可を受けることができる。

- (1) 国、県及び地方公共団体により学術、文化等の研究のため必要とするとき。
- (2) 教育機関、研究機関等がその目的達成のため調査を必要とするとき。
- (3) その他、特に郡上市教育委員会が必要と認めたとき。

(種の保全対策)

第6条 「ひるがのギフチョウ」保全対策のため、他地域からのギフチョウの移入は禁止する。

(許可証の交付)

第7条 捕獲許可を得た者に対する許可証は、様式2号によるものとする。

(附則)

1 この規則は平成27年4月1日から施行する。

### 保護と問題点

ギフチョウは、日本産のチョウの中でも保護活動が盛んに行われている種類で、自然保護団体が率先してギフチョウ保護に乗り出し、それをマスコミが煽り立てる構図から日本の春を席卷してきた。行政側も相乗りし、保護条例を盛んに作っている。ギフチョウは手付かずの原生林でなく、里山に多い。そのため保護区では、利用されなくなった落葉広葉樹林の草刈りや枝打ち、落ち葉のかき集めなどを行ってギフチョウの生息環境を維持している。保護区を設けて愛好者を閉め出しながら、一方ではゴルフ場やスキー場・道路建設のために、環境を根こそぎ変えてしまうようなことも平然と行われている。また、指定はしたものの看板一つ立てただけで他の保護対策は何一つ実施されていない場所もある。加えて宅地造成地など他の経済的事由により土地改変が行われることも多い。十分な保護対策には地元のボランティアや専門家、愛好者などによる保護活動への参画・モニタリング等が必要であると共に、予算・人手・知識の面から行政の対策も必要である。

また、減少したギフチョウを増やすために他地域からの移入を行うことが計画される場合もある。しかし、このようなことを行えば、メダカのように遺伝し汚染を起すことになり、厳に慎まなければいけない。安易な考えは生物保護活動には大きな問題を生む。